

「名城インターナショナル研究（仮称）」投稿規則

1. 投稿資格

投稿資格は、名城大学インターナショナル教育・研究センター（以下インターナショナル教育・研究センター）の所員および研究員、または所員の推薦を受けた者とする。

2. 投稿原稿の種類

投稿原稿はインターナショナル教育・研究センターの目的に即したテーマで、研究論文（招待論文、投稿学術論文）、研究ノート、書評、その他の種類とする。投稿学術論文は所定の査読審査を経て採用された論文が掲載される。

3. 使用言語

使用言語は、和文または英文とする。

4. 執筆要領

原稿の書き方については、「名城インターナショナル研究（仮称）」執筆要領に従うものとする。

5. 提出先

原稿の提出先はインターナショナル教育・研究センターとする。執筆原稿（英文論文または英文併記の箇所は、英語母語話者による確認が済んでいるもの）が提出された日を受付日とし、査読を踏まえた加筆および修正が反映された再校原稿を受理した日を採択日とする。なお、これらの日付は原稿に記載することができる。

6. 提出期限

年度により定める。

7. 提出方法

「名城インターナショナル研究（仮称）」の原稿を提出する際は、下記のとおりとする。

(1) インターナショナル教育・研究センター投稿提出票

(2) 執筆原稿提出部数

原稿1部（レイアウト見本用）。また、投稿学術論文の場合は査読用として、写しを2部提出。

(3) 執筆者が入力した原稿全体の Word データファイル

8. 採否

投稿された学術論文の採否は、インターナショナル教育・研究センター編集委員または編集委員が委嘱した査読者の最低2名の審査に基づき、インターナショナル教育・研究センター編集委員会が決定し、ただちに投稿者に通知する。編集委員会は投稿者に査読者の推薦を求めることができる。また、すべての投稿原稿について、編集委員会は投稿者に原稿の修正を求めることができる。また、原稿は採否にかかわらず返却しない。

9. 校正

投稿原稿の執筆者による校正は、原則として初校のみとする。

10. 原稿の責任と権利

掲載された論文等の内容についての責任は一切著者が負うものとする。また、その著作権は著者に属する。編集出版権はインターナショナル教育・研究センターに属する。